

船積み前適合検査（PVoC）の免除品目

原則として、全てのケニア向け輸出製品は船積み前適合検査（PVoC）を受けなければならないが、次の品目については条件や必要書類が整えば免除される。

	製品	条件	備考
1	製造業者が自己使用のために輸入するロックダウン部品、機械、工業用原材料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 原材料が全く別の製品（完成品）に変化したことを証明するもの。 ・ 検査機関により発行された原材料の分析証明書を提出する必要がある。 ・ 最終製品が輸入される原材料と直接結びついていることを証明するもの。 ・ 製造証明書（ライセンス） 	免除のための申請費用 a) 最終製品が S-Mark 製品認証制度の対象となる場合は 1 万 Ksh b) S-Mark 製品の対象とならない場合は 5 万 Ksh
2	発電会社用の機器・部品	製造会社の保証書	製造会社によるインボイスと保証書を確認した上で通関となる
3	医療機器の純正部品	a. 部品の製造者証明書 b. 製造会社の保証書	製造会社によるインボイスと保証書を確認した上で通関となる

4	外交官が輸入する製品（自動車を除く）	外務省発行の書式 PRO 1A／1B	承認された書式 PRO 1A／1B をケニア基準局に提出する
5	小包（当局が規定した金額の範囲内）	a.通信局が発行した小包取扱業者ライセンス b.歳入庁が承認した評価書	小包が食品である場合は、成分や保存条件を明記したラベルを貼る
6	ダイヤモンド・マークスキームに基づいてケニア基準局（KEBS）が認定した製品	ケニア基準局が発行したダイヤモンド・マーク許可証	輸入書類をケニア基準局に提出し、ローカル適合証明書（CoC）を取得する
7	東アフリカ共同体（EAC）内で製造した製品	a.原産地証明書 b.原産国の基準局が発行した製品認証／分析証明書	東アフリカ共同体の加盟国からの提出書類に基づき歳入庁が処理する
8	ケニアに居住する外国人の使用済み個人用品（自動車を除く）	歳入庁が発行した承認書	当該品は船積み前に中古品であること
9	航空会社が免税品として輸入する消耗品	a.国際航空会社としてのライセンス証明書 b.歳入庁が発行した免税認可書	歳入庁に輸入ライセンスを提出する
10	再輸入品	歳入庁が発行した再輸入証明書	輸入時に再輸入証明書を歳入庁に提出する
11	一時的な輸入品	a.歳入庁へ支払った保証金証明書 b.ATA カルネ証明書	輸入時に保証金支払い証明書を歳入庁に提出する

12	新車	製造会社の保証書 または型式承認書	製造年に基づき通関する
13	日本・英国・UAE・タイ・南 ア以外からの車の輸入	原則は KEBS が認 定した自動車検査 機関があること。	認定した自動車検査機関がな い国からの自動車の輸入はケ ニアで検査する。検査費用は 課税標準価格の 0.6%または 265 ドルのいずれかの高い方
14	印刷物および電子媒体	知的財産権を侵害 していないという 宣誓書	特になし
15	次の製品は特定の法律で規定 されている。 a.爆発物、武器、弾薬 b.植物、種子、栽培材料 c.生きている動物、死骸、ふ 化した卵 d.細胞組織、器官 e. ヒト用および動物用医薬 品 f.殺虫剤 g.航空機および航空機部品 h.船舶および船舶用部品 i.放射性物質および放射性同 位体	関連規則の遵守を 証明するもの	特になし
16	正規代理店が輸入する新車用 の部品	a.輸出者が自動車 メーカーであるこ とを証明するも の。	特になし

		b.正規代理店の場合は自動車メーカーによる認可書。 c.輸入業者としてKEBSに登録されていることを証明するもの	
--	--	---	--

ケニア基準局（KEBS）以外の政府機関管轄で船積み前適合検査(PVoC)が免除される品目

	政府機関	PVoC 免除品目
1	兵器局	HS9301-9307 武器・弾薬およびその部品 3602.00.00 爆薬
2	通信公社	HS8526 レーダー装置、無線航法援助装置、無線遠隔制御装置
3	獣医局	HS0101-0106 動物 HS0201-0210 生鮮・冷凍の枝肉 HS0407.11.00、0407.19.00 ふ化した卵 HS0504.00.00 動物（魚を除く）の腸、ぼうこう又は胃お全形のもの及び断片（生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、塩蔵し、塩水漬けし、乾燥し又はくん製したものに限る。） HS0506.10.00、0506.90.00 骨・角 HS0508 さんごその他これに類する物品並びに軟体動物、甲殻類又は棘皮動物の殻及びいかの甲並びにこれらの粉及びくず HS0511.10.00 動物の精液 HS0511.99.10 馬毛及びそのくず HS4101-4103 生皮・皮革
4	水産庁	HS0301-0302 活魚・冷凍された魚

		<p>HS0306 甲殻類（生きているもの、冷凍されたもの）</p> <p>HS0307 軟体動物（生きているもの、冷凍されたもの）</p> <p>HS0308 その他の水生無脊椎動物</p> <p>HS0511.91.10 魚卵</p>
5	航空局	<p>HS8801-8807 航空機、宇宙船およびその部品</p> <p>HS4011.30.00 航空機用タイヤ</p> <p>HS4012.13.00 航空機用更生タイヤ</p> <p>HS8407.10.00 航空機用エンジン</p> <p>HS8409.10.00 航空機用エンジン部品</p>
6	海事局	<p>HS89 船舶、ボート、浮体構造物 及びそのスペアパーツすべて</p>
7	植物衛生検査局	<p>HS0601-0604 生きている植物、植栽材料</p> <p>HS0701-0709 食用野菜、根菜類（生鮮・冷蔵）</p> <p>HS1211,1213 油糧種子および油糧果実、雑穀、工業用または薬用植物、わらおよび飼料</p> <p>HS1401-1404 野菜の植え付け材料、野菜製品 播種用種子</p>
8	鉱山・地質局	<p>HS3601-3604 爆発物・火工品</p>
9	有害生物管理製品委員会	<p>HS3808 殺虫剤、殺鼠剤、殺菌剤、除草剤、萌芽防止用製品</p>
10	薬・毒物委員会	<p>HS3001 臓器</p> <p>HS3002 血液および関連製品</p> <p>HS3003-3004 医薬品</p> <p>HS3006.30.00 エックス線検査用造影剤及び患者に投与する診断用試薬</p> <p>HS3006.40.00 歯科用セメントその他の歯科用充てん材料及び接骨用セメント</p> <p>HS3006.60.00 ホルモンに基づく化学避妊薬製剤</p>

		<p>HS3006.91.00 瘦造設術用と認められるもの</p> <p>HS3006.92.00 薬剤廃棄物（当初に意図した使用に適しない薬剤。例えば、使用期限を過ぎたもの）</p> <p>HS3006.93.00 プラセボ及び盲検又は二重盲検臨床試験キットで、認可された臨床試験で使用されるもの（投与量にしたものに限る。）</p>
11	原子力規制庁	<p>HS84.01 原子炉、原子炉用核燃料要素（カートリッジ式で未使用のものに限る。）及び同位体分離用機器</p> <p>HS2844-2845 放射性化学元素と放射性同位元素</p>
12	動物用医薬品局	<p>HS3002.42.00 獣医学用ワクチン</p> <p>HS3002.49.00 その他の動物用ワクチン</p> <p>HS3808 のうち、家畜・動物用医薬品</p>
13	野生生物庁	<p>HS0507 アイボリー、かめの甲、ホエールボーン、ホエールボーンヘア、角、枝角、ひづめ、つめ及びくちばし（加工していないもの及び単に整えたものに限るものとし、特定の形状に切つたものを除く。）並びにこれらの粉及びくず</p>